

. 參考資料

子どもの生活実態調査検討会議設置要綱

(設置)

第一条 本市における子ども施策展開の基礎資料の作成にあたり、市内在住の子どもたちの生活や学校生活に関する実態調査について検討するため、子どもの生活実態調査検討会議を(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第二条 会議の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 子どもの生活実態調査にかかる、設問設計の検討に関すること。
- 二 子どもの生活実態調査にかかる、データ分析結果の検討に関すること。

(組織)

第三条 会議は、委員十人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、次の各号に掲げる者について教育長が任命する。

- | | |
|------------------|------|
| 一 学識経験者 | 二名以内 |
| 二 関係団体及び機関を代表する者 | 六名以内 |
| 三 市民公募委員 | 二名以内 |

(任期)

第五条 委員の任期は、本事業完了までとする。

(会長及び副会長)

第六条 会議に会長及び副会長を一人置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会議を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第七条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の意見聴取)

第八条 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報酬及び実費弁償)

第九条 委員の報酬については日額 七、四〇〇円とし、旅費については実費弁償とする。

(庶務)

第十条 会議の庶務は、教育委員会事務局生涯学習推進部青少年課が行う。

(委任)

第十一条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

子どもの生活実態調査検討会議委員名簿

平成 12 年 5 月 17 日就任

氏 名	選 出 区 分
1号委員（学識経験者）	
池 住 義 憲	学識経験者
福 井 聖 子	学識経験者
2号委員（関係団体及び機関を代表する者）	
堤 佳 美	こども会育成協議会代表
竹 田 芳 美	P T A 連絡協議会代表
森 田 京 子	保育所代表
田 中 は る み	幼稚園代表
的 場 昭 夫	校長会代表
川 上 加 津 子	教職員代表
3号委員（市民公募委員）	
坂 野 朋 子	市民公募
入 江 眞 理 子	市民公募

子どもの生活実態調査検討会議経過

年 月 日	会議名	内容
平成 12 年 (2000 年)		
5 月 12 日	第 1 回	・箕面市の子どもを取り巻く現状、 調査の基本的考え方についての意見交換
5 月 29 日	第 2 回	・調査の基本的考え方の検討・協議 ・調査基本枠の検討・協議
6 月 7 日	第 3 回	・アンケート骨子案の検討・協議 ・調査基本枠案の検討・協議
6 月 21 日	第 4 回	・調査基本枠の検討・協議
7 月 3 日	第 5 回	・質問項目の検討・協議
8 月 9 日	第 6 回	・依頼文・督促状(案)等の検討・協議 ・プレテストの結果報告 ・改訂版調査票の検討・協議
10 月 5 日	第 7 回	・調査結果についての報告・意見交換
11 月 1 日	第 8 回	・調査結果についての意見交換
12 月 14 日	第 9 回	・報告書(第 1 案)についての検討・協議
平成 13 年 (2001 年)		
2 月 21 日	第 10 回	・報告書(最終案)についての検討・協議

検討会議以外に、質問項目の検討等、委員間の打合せを数回行った。

箕面市子どもの生活実態調査 報告書

発行年月日 平成 13 年 (2001 年) 3 月
発 行 箕面市教育委員会 生涯学習推進部 青少年課
〒562-0001 箕面市箕面 6 丁目 3 番 1 号
TEL 0727 21 1901 FAX 0727-24-4036
E-mail youth@maple.city.minoh.osaka.jp
<http://www.city.minoh.osaka.jp>

印刷物番号

12 - 44